

後期高齢者の入院医療について

「後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子」で示された方向性

○入院医療

- －退院後の生活を見越した計画的な入院医療
- －入院中の評価とその結果の共有
- －退院前後の支援

第1 退院後の生活を見越した計画的な入院医療について

1 課題と論点

後期高齢者の入院医療においては、後期高齢者の生活を重視するという視点から、地域の主治医との適切な連携の下、入院時から退院後にどのような生活を送るかということを念頭に置いた医療を行うことが必要である。

◇現行の診療報酬上の評価◇ （参考資料1頁）

入院診療計画の作成に係る評価

- ・ 入院診療計画の作成は基本診療料の施設基準等に規定されており、医師、看護師、その他の関係職種が共同して策定し、患者に文書で入院後7日以内に説明することとしている。
- ・ 記載内容は、急性期の場合は病名、症状、治療計画等。
- ・ 亜急性期入院管理料においては、上記に加え在宅復帰支援に関する事項、また療養病床の高齢者については、全身状態の評価やリハビリテーションの計画、退院に向けた支援計画等を記載することとしている。

2 具体的な取組の評価

- (1) 入院時に外来における診療や薬歴等の情報が提供され、入院先の医療機関において確認できる仕組みを確保するとともに、地域の主治医からの求めに応じて、患者の病状の急変等に伴い入院させた場合に評価することとしてはどうか。(参考資料2頁)
- (2) 病状の安定後早期に、患者の基本的な日常生活能力、認知機能、意欲等について総合的な評価を行い、退院を見越した入院中の診療を行うための計画を作成する取組を評価することとしてはどうか。(参考資料3頁、4頁)

第2 入院中の評価とその結果の共有について

1 課題と論点

- (1) 退院後の後期高齢者の生活を支えるには、入院中に行われた総合的な評価の情報が、在宅生活を支えることとなる医療関係者や介護・福祉関係者と共有されることが重要である。
- (2) このため、入院中に実施した総合的な評価やカンファレンス等における評価の結果について、在宅を支える関係者との情報の共有が進むよう、診療報酬上の評価の在り方を検討することとしてはどうか。

◇現行の診療報酬上の評価◇

地域連携退院時共同指導料

B004 地域連携退院時共同指導料 1

在宅療養支援診療所の場合 1000 点

在宅療養支援診療所以外 600 点

B005 地域連携退院時共同指導料 2

在宅療養支援診療所と連携した場合 500 点

在宅療養支援診療所以外と連携した場合 300 点

入院中の医療機関の医師と、退院後地域において在宅医療を担う医師が、退院後の療養上必要な指導等を共同して行った場合に評価を行っている。

B007 退院前訪問指導料 410 点

患者の退院に先立って患家を訪問し、患者又は家族等に対して、退院後の療養上の指導を行った場合に評価を行っている。

B009 診療情報提供料 I 250 点

他の医療機関に診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に評価を行っている。

また、患者の退院に際して、他の医療機関に必要な情報を添付して紹介を行った場合は加えて評価を行っている（200 点の加算）。

2 具体的な取組の評価

(1) 現行の地域連携退院時共同指導料では、入院中の医療機関の医師、退院後の在宅医療を担う医師、訪問看護ステーションの看護師等は、退院後の療養上必要な指導等を共同で行った場合に評価している。

さらに、歯科医師及び薬局の薬剤師が共同指導に参加した場合も評価することとしてはどうか。

また、共同指導のようなカンファレンス以外の取組による情報の共有を促すため、情報提供料の評価を見直すこととしてはどうか。

(2) 加えて、入院中の薬剤に関する情報（副作用の情報等）や栄養指導の情報を患者及び関係者に提供することについて評価することとしてはどうか。

第3 退院前後の支援について

1 課題と論点

- (1) 患者は退院直後が最も不安となる場合が多いとの指摘があることから、円滑に在宅生活に移行することが出来るよう、退院直後の時期をまず重点的に支えることが必要である。
- (2) このため、地域の主治医との適切な連携の下、関係職種が連携して必要な退院調整や退院前の指導等に取り組むことができるような診療報酬上の評価の在り方を検討することとしてはどうか。

◇現行の診療報酬上の評価◇

地域連携退院時共同指導料

B004 地域連携退院時共同指導料 1

在宅療養支援診療所の場合	1000 点
在宅療養支援診療所以外	600 点

B005 地域連携退院時共同指導料 2

在宅療養支援診療所と連携した場合	500 点
在宅療養支援診療所以外と連携した場合	300 点

入院中の医療機関の医師と、退院後地域において在宅医療を担う医師が、退院後の療養上必要な指導等を共同して行った場合に評価を行っている。

B007 退院前訪問指導料 410 点

患者の退院に先立って患家を訪問し、患者又は家族等に対して、退院後の療養上の指導を行った場合に評価を行っている。

B009 診療情報提供料 I 250 点

他の医療機関に診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に評価を行っている。

また、患者の退院に際して、他の医療機関に必要な情報を添付して紹介を行った場合は加えて評価を行っている（200 点の加算）。

2 具体的な取組の評価

- (1) 入院前の地域の主治医が、退院後に引き続き外来において療養上必要な指導を行った場合に評価することとしてはどうか。
- (2) 加えて、訪問看護ステーションの看護師等による退院前の指導や退院時の支援が十分に行われるように評価することとしてはどうか。
- (3) また、退院困難な要因を有するような患者について、退院支援に関し相当に経験を有する看護師、社会福祉士等が円滑な退院の支援のための計画を策定し、計画に基づき退院ができた場合に評価することとしてはどうか。(参考資料5頁)